

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2014 年産米の価格が全国的に大暴落しています。東北 6 県の各全農の概算金は前年比 30%~17%と軒並み下落し、青森県のつがるロマン（玄米 60k g）とまっしぐらはそれぞれ 7,600 円、7,300 円といずれも前年比 3,200 円減の過去最低の設定額となっています。完全に採算割れをおこしています。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとの、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれないものがあります。

政府は、助成金を増額して主食用米から飼料用米への転換を誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない状況にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013 年、2014 年度の基本指針を決めた昨年 11 月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年 6 月末の在庫が 2 年前に比べて 75 万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で 5 年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

政府は「価格に影響を与える対策はとらない」と市場任せの立場をとっていますが、主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割です。アメリカでも「不足払い」と「価格支持融資」の 2 本立ての価格支持政策をとっており、暴落対策は資本主義国でも常識になっています。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。

以上の趣旨から次の事項について実現を図ることを求めます。

1. 緊急に過剰米処理を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき貴職に意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 12 日

農林水産大臣 西 川 公 也 様

六ヶ所村議会議長 橋 本 猛 一